

藤沢市一般廃棄物処理施設整備基本計画の策定（改定）について（中間報告）

廃棄物処理施設の整備については、平成 28 年に策定した「藤沢市焼却施設整備基本計画」に基づき、令和 5 年度から北部環境事業所新 2 号炉の供用を開始しました。現在は、令和 11 年度の石名坂環境事業所新 1 号炉の供用開始に向けて、基幹的設備改良工事を進めているところです。

一方、本市を含む 2 市 1 町（藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町）の「湘南東ブロック」においても、令和 4 年に「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」の改定や、し尿処理の広域化など広域連携の取組を進めています。

このような状況を踏まえ、今回、焼却施設、資源化施設等を含む本市の廃棄物処理施設全体を対象とした整備方針、及び北部環境事業所 1 号炉の整備計画を定める「藤沢市一般廃棄物処理施設整備基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定（改定）するにあたり、中間報告を行うものです。

1 計画の構成

第 1 章 ごみ処理の現状と課題

本市のごみ排出量の推移や、既存の処理施設の状況といった現状を把握するとともに、課題について整理をしています。

第 2 章 ごみ量推計

将来の人口予測に基づき令和 30 年度までのごみ排出量を予測するとともに、新規資源化品目の検討を行っています。

第 3 章 「藤沢市焼却施設整備計画」の改定

施設整備の基本方針を設定し、焼却炉の更新整備の必要性の整理や本市全体の中長期的な施設整備のパターン案等について検討しています。

第 4 章 北部環境事業所 1 号炉更新整備計画

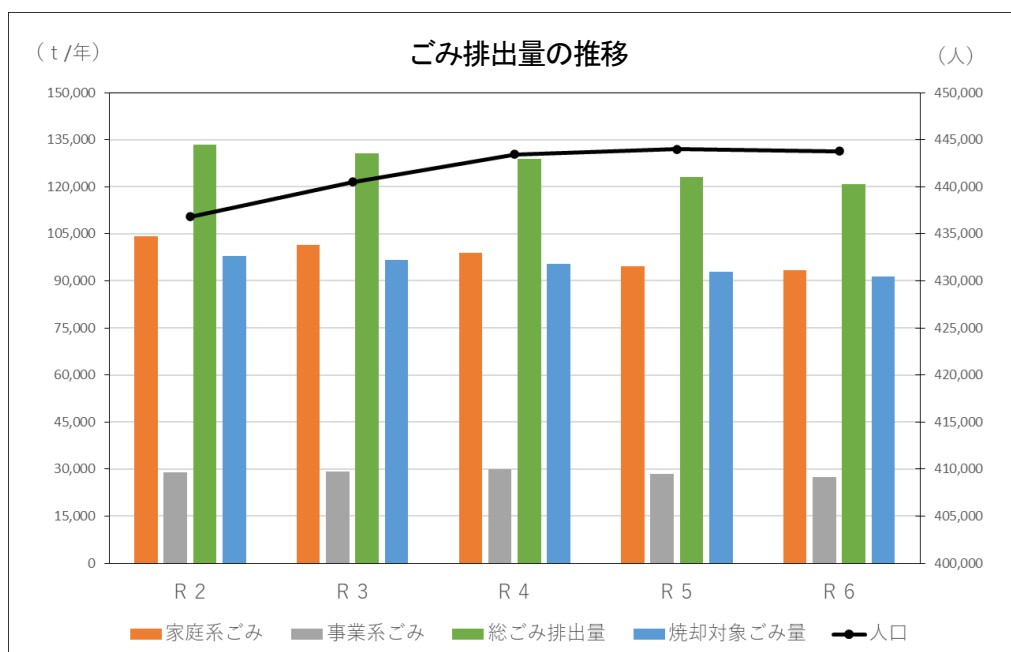
具体的な計画として、将来のごみ処理シミュレーションに基づく施設規模の設定や、プラントメーカーへの調査、事業方式の比較検討などを整理しています。

2 ごみ処理の現状と課題

（1）ごみ排出量の傾向

家庭系・事業系ごみともに排出量は減少傾向にあり、令和 6 年度の実績は次のとおりです。総ごみ排出量については、令和 2 年度と比較し、約 9 % 減少している状況です。

- ・総ごみ排出量：120,941 t
- ・焼却対象ごみ量：91,374 t



(2) 処理施設の状況

市内3拠点（石名坂環境事業所、北部環境事業所、リサイクルプラザ藤沢）の稼働状況は次のとおりです。

年度		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
石名坂環境事業所	1号炉 (120t/日)	整備工事中			稼働				
	3号炉 (130t/日)	稼働中					R14まで		廃止
北部環境事業所	1号炉 (150t/日)	稼働中			更新整備予定				稼働予定
	2号炉 (150t/日)	稼働中							
	し尿処理施設	仮設処理施設稼働						広域化施設稼働	
リサイクルプラザ藤沢	破碎・資源化施設	稼働中							継続予定

(3) ごみ処理の課題

石名坂環境事業所3号炉は供用開始から既に40年以上が経過しており、老朽化や維持管理面等を総合的に勘案した結果、令和14年度末に操業停止を予定しています。

北部環境事業所1号炉については、稼働から19年が経過しており、令和10年度末の運営契約期間の満了に合わせ、整備の検討を行う必要があります。

焼却施設は、生活衛生上、日々発生する可燃ごみを停滞させることなく処理するために必要不可欠であり、ごみ量の減少等を踏まえ、将来的な施設体制や整備の方向性を検討することが重要となります。

破碎処理・資源化施設については、ごみの適正処理と資源循環の推進に欠かせない重要な役割を担っています。リサイクルプラザ藤沢については、令和14年度末で20年の運営契約期間が満了しますが、令和15年度以降も継続して利用する予定であり、引

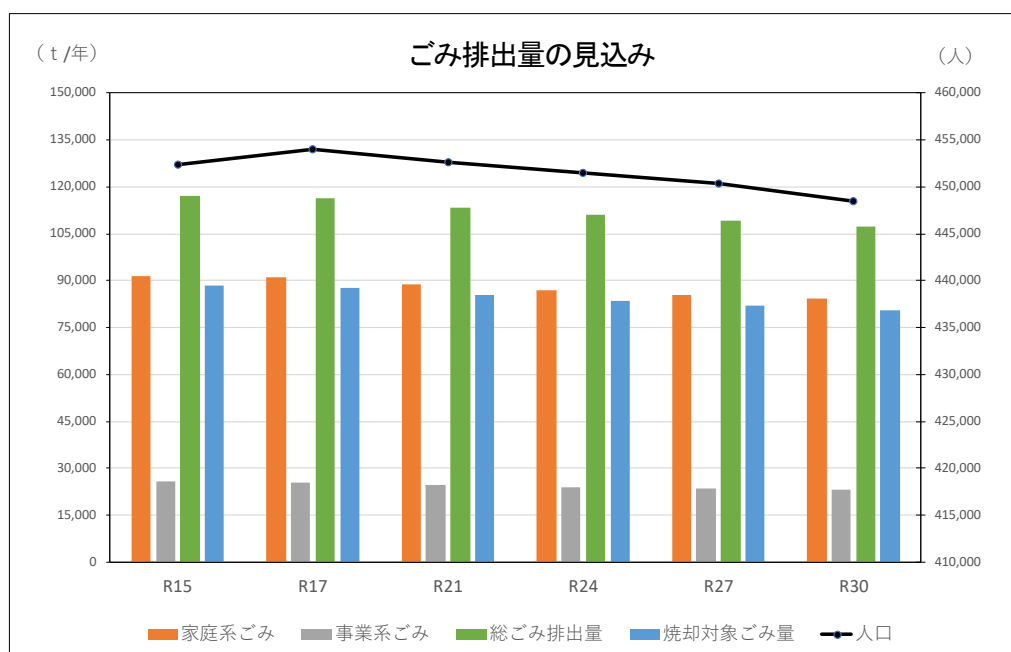
き続き適切な運営管理が重要となります。併せて、今後の施設の老朽化への対応として、施設整備の方向性を検討する必要があります。

3 ごみ量推計

(1) ごみ量の推計

過去のごみ排出量実績と将来人口予測から算出した結果、今後のごみ排出量は緩やかに減少する見込みです。

- ・令和15年度の総ごみ排出量 117,249 t
うち、焼却対象ごみ量 88,457 t
- ・令和30年度の総ごみ排出量 107,301 t
うち、焼却対象ごみ量 80,479 t



(2) 新規資源化品目の検討

焼却量削減の可能性を検証するため、新たに資源化が可能と考えられる、枝葉、紙おむつ、生ごみ、布団の資源化について調査・検討を行いました。

減量効果が期待できる一方、資源化の導入には、制度設計、収集体制の調整のほか、資源化施設の整備に相応の期間（おおむね10年程度）を要し、さらにこれらに要する経費を整理する必要があります。このため、短期間で導入可否を判断し、全市的に展開することは難しいため、中長期的な検討課題として位置付けます。

4 「藤沢市焼却施設整備基本計画」の改定

(1) 施設整備の4つの基本方針

国や県の施設整備に係る関連計画や本市の一般廃棄物処理基本計画で示している基本

方針等に基づき、4つの基本方針を定めました。

基本方針1 安定的で安全な処理機能の確保

基本方針2 環境負荷の低減と脱炭素化への貢献

基本方針3 災害対応力の強化

基本方針4 効率的で持続可能な運営の実現

(2) ごみ処理技術の動向

ごみ処理技術については、ごみ処理や資源化、脱炭素などの観点から、これらに関する技術動向を整理いたしました。

(3) 施設の広域化・集約化

効率的で持続可能な処理体制を確保するため、広域化・集約化関連計画や近隣自治体の状況を整理しました。2市1町における広域化・集約化の取組については、本年度改訂する「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」の中で検討を進めます。

(4) 新たな焼却炉整備の必要性

石名坂環境事業所の3号炉が停止後の令和15年度において、将来推計に基づき算出した、市全体で必要となる焼却処理能力は305t/日です。これに対し、既存の2炉の合計処理能力は、石名坂環境事業所1号炉の120t/日、及び北部環境事業所2号炉の通常処理分115t/日の合計235t/日にとどまり、約70t/日の不足が生じます。

この不足分を補い市域内で安定的な処理を継続するためには、北部環境事業所1号炉を更新整備する必要があります。

(5) 本市における中長期的施設整備計画

国において、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を中長期的に推進する方向性が示されています。本市が保有するごみ処理施設の集約化については、各施設の稼働期間等を勘案し、令和30年度以降の実現に向けて、本市単独で想定し得る集約化パターンを検討しました。

将来的にスケールメリットによるコスト削減とエネルギー回収効果が最も大きいと見込まれる、「石名坂環境事業所の焼却施設」、「北部環境事業所の焼却施設」及び「リサイクルプラザ藤沢の破碎処理施設」の機能を1か所に集約する案を、本計画における目標とするパターンとしました。

中長期の集約化案

年度		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30
石名坂環境事業所	1号炉	整備工事中	稼働																					
	3号炉	稼働中							廃止															
北部環境事業所	1号炉	稼働中			更新整備予定				稼働予定															
	2号炉	稼働中																	継続予定					
リサイクルプラザ藤沢	破碎処理施設	稼働中							継続予定															

集約化・広域化の可能性

5 北部環境事業所 1 号炉更新整備計画

(1) 施設規模の設定

4－(4)で確認した不足分約70t/日に対し運用上の安定性を確保するための詳細な検証を行いました。施設が定期整備で停止する期間や、月ごとのごみ排出量の変動、ごみピットの貯留能力等を考慮したシミュレーションを実施した結果、処理能力を90t/日以上と設定しました。現在実施しているプラントメーカーへのアンケート調査の結果や、国の交付金の要件等を踏まえ、最適な規模を検討します。

(2) 整備条件

- ・整備手法：基幹的設備改良工事（延命化）
- ・事業方式：設計・建設・運営を一括発注し、民間のノウハウを活用することで財政負担を抑制する「公設民営（DBO方式等）」を軸に比較検討を行います。
- ・整備期間：令和11年度～令和14年度（4か年）
- ・供用開始：令和15年度

(3) アンケート調査

アンケート調査により、北部環境事業所 1 号炉の整備に対する参入意向の有無、整備期間、概算事業費、二酸化炭素排出量削減効果等について整理します。

(4) 施設整備実施手順

整備期間中においても施設運営に支障が生じないように、工事のスケジュールや仮設・動線計画等を整理します。

6 今後のスケジュール（予定）

令和8年12月 本計画の策定（改定）

令和9～10年度 北部環境事業所 1 号炉の工事に伴う生活環境影響調査、設計・工事発注に向けた準備

令和11年度～ 北部環境事業所 1 号炉の設計・工事

令和15年度～ 北部環境事業所 1 号炉供用開始

7 藤沢市一般廃棄物処理施設整備基本計画（案）

資料2のとおり。

以 上

（事務担当 環境部 環境施設課）